

# 障害のあるお子さんへの支援

## 障害者手帳の交付

### 身体障害者手帳

身体に障害がある方が、さまざまなサービスを利用する場合に必要となるもので、水戸市長が発行します。

☎ 問合せ 障害福祉課(給付係) TEL 232-9173  
市役所1階

### 療育手帳

知的障害のある方が、さまざまなサービスを利用する場合に必要となるもので、茨城県知事が発行します。

☎ 問合せ 茨城県中央児童相談所 TEL 221-4150

### 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患のある方が、さまざまなサービスを利用する場合に必要となるもので、茨城県知事が発行します。

☎ 問合せ 障害福祉課(給付係) TEL 232-9173  
市役所1階

## 各種手当

|              |   |
|--------------|---|
| 特別児童扶養手当     | 心身または精神に障害のある20歳未満のお子さんを家庭で養育している保護者に対して支給しています。        |
| 障害児福祉手当      | 心身または精神に重い障害があるため、日常生活において常に特別な介護を必要とする20歳未満の方に支給しています。 |
| 心身障害児(者)福祉手当 | 水戸市に1年以上居住し、身体障害者手帳または療育手帳で一定以上の等級に該当する方に支給しています。       |

☎ 問合せ 障害福祉課(管理係) TEL 350-8053  
市役所1階

## 日常動作や集団生活の適応訓練

### 障害児通所支援

日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

| サービス種別      | 対象者                  | サービス内容   |
|-------------|----------------------|--|
| 児童発達支援      | 療育が必要な未就学児           | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。                |
| 医療型児童発達支援   | 肢体不自由がある障害児          | 児童発達支援(日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援)及び医療の提供を行う。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度障害児で外出が著しく困難な児童    | 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。         |
| 放課後等デイサービス  | 就学中の障害児              | 生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。                            |
| 保育所等訪問支援    | 保育所等(保育所、幼稚園等)に通う障害児 | 集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。                                   |

### 費用

- 費用の1割が原則として自己負担となります。  
※所得等に応じた負担上限月額や高額障害福祉サービス等給付費などのしくみによって、負担が重くなりすぎないようになっています。
- サービスを利用する場合の食費や光熱水費などの実費は自己負担となります。  
※利用する前に申請が必要です。

### ☎ 問合せ

障害福祉課(認定係) TEL 350-8084  
市役所1階  
こども発達支援センター「すくすく・みと」  
TEL 253-3650 水戸市上水戸4-7-24

## 介護者へのサポート

### 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期的、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

### 費用

- 費用の1割が原則として自己負担となります。  
※ただし所得等に応じた上限の設定などにより、負担が重くなりすぎないようになっています。  
※利用する前に申請が必要です。

☎ 問合せ 障害福祉課(認定係) TEL 350-8084  
市役所1階

### 日中一時支援事業

介護者の方が、一時的に外出・休息をするために、心身障害者(児)を日中に一時的に施設に預けることができます。

### 費用

- 費用の1割が原則として自己負担となります。  
※ただし課税状況等に応じた負担軽減があります。
- 利用料のほか食費などは実費負担となります。  
※利用する前に申請が必要です。

☎ 問合せ 障害福祉課(認定係) TEL 350-8084  
市役所1階

## 重度心身障害者医療福祉費支給制度(マル福)

健康保険に加入している重度心身障害者の医療費の一部を助成します。(入院時の食事代や医療保険適用外分は助成の対象外です。所得制限があります。)※助成金額、対象者条件、申請手続の詳細については、水戸市ホームページをご覧ください。下記へお問合せください。

☎ 問合せ 国保年金課 TEL 232-9166 市役所1階22番窓口